

42. 111. 03

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

商標審査基準 第3十、第4条第1項第11号

13. 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

出願人から、出願人と引用商標権者が(1)又は(2)の関係にあることの主張に加え、(3)の証拠の提出があったときは、本号に該当しないものとして取り扱う。

- (1) 引用商標権者が出願人の支配下にあること
- (2) 出願人が引用商標権者の支配下にあること
- (3) 出願に係る商標が登録を受けることについて引用商標権者が了承している旨の証拠

((1)又は(2)に該当する例)

- (ア) 出願人が引用商標権者の議決権の過半数を有する場合
- (イ) (ア)の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、引用商標権者の会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

(考え方)

本基準は、商第4条第1項第11号の例外的な取扱いを定めたものであり、従来の商標及び商品又は役務の類否判断には一切影響を及ぼすものではなく、いわゆるコンセント制度の導入を認めたものでもない（「産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会」第2回資料3参照）。また、本基準の対象となる出願人と引用商標権者の関係は、以下のとおり親子会社の関係にある場合に限るものであり、その他出願人と引用商標権者が一定の関係（例えば、兄弟会社、孫会社、グループ会社、フランチャイザー・フランチャイジー）にある場合であっても、本基準の対象となるものではない。

1. 支配関係について

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合及びその判断方法は、次のとおりとする。

- (1) 引用商標権者が出願人の支配下にある場合
 - (ア) 出願人が、引用商標権者の総株主の議決権の過半数を有する場合
 - (イ) (ア)に該当しないが、①出願人と引用商標権者の間に資本提携の関係があり、かつ、②引用商標権者の事業活動が事実上出願人の支配下にあると認められる場合

- (2) 出願人が引用商標権者の支配下にある場合
- (ア) 引用商標権者が、出願人の総株主の議決権の過半数を有する場合
- (イ) (ア) に該当しないが、①出願人と引用商標権者の間に資本提携の関係があり、かつ、②出願人の事業活動が事実上引用商標権者の支配下にあると認められる場合
- (3) 立証資料について
- (1) (ア) 及び (2) (ア) については、すでに公になっている株主構成がわかるもの（例えば、会社四季報の写し）等を提出する。
- (1) (イ) 及び (2) (イ) について、①については、出願人又は引用商標権者が他方の会社の発行済株式の10%以上50%以下を保有していることを、②については、例えば、出願人がその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等を証明する書類（会社案内、カタログ、定款、パンフレット等）を提出する。
- なお、出願人と引用商標権者に支配関係があるか否かは変動しうるため、支配関係があることを立証する資料については、他の出願の審査において提出した資料を援用して利用することはできないものとする。

2. 引用商標権者が出願に係る商標が登録されることを了承していること

引用商標権者が、出願商標が登録されることを了承していることを証明するには、例えば、以下のような書面を提出する必要がある。

(例)

<p style="margin: 0;">陳述書</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">当社は、出願人★★★による商標登録出願、商標○○－△△△△に係る商標法第4条第1項第11号に該当するとして拒絶理由通知における引用商標（登録第□□□□号）の商標権者です。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">当社は、上記出願に係る商標が、登録を受けることについて了承いたします。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">以上のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 600px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">(引用商標権者)</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">名称</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">代表取締役 ××× (印)</p>	
--	--

3. 既登録又は先願商標と同一の出願について

出願人と引用商標権者の間に支配関係が認められ、かつ、引用商標権者が出願商標が登録を受けることについて了承している場合であっても、引用商標と出願に係る商標が同一であり、かつ、指定商品又は指定役務も同一であるとき

は、本号に該当するものとして登録を認めない。なお、指定商品又は指定役務が同一であるか否かは、商標審査便覧4 1 . 0 1 の1 . 及び2 . に従い判断する。

4 . 商標及び指定商品又は指定役務の類否判断について

本取扱いは、商標を使用する利便性及び需要者が商品又は役務の出所の誤認混同をすることにより不利益を被らないようにする必要性の双方を考慮して、出願人と引用商標権者が一定の関係にあり、かつ、引用商標権者が当該商標登録出願が登録されることを了承している場合に特別に登録を認める取扱いである。

したがって、本取扱いは、商標の類否判断及び指定商品又は指定役務の類否判断に影響を及ぼすものではなく、従来の解釈の変更をするものでもない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)